

区自治協議会の設置の構成検討資料(その2)

2005/10/19

項目	細目	他都市の事例から特徴的なものを抜粋
4. 区自治協議会の権限等	(1)法令規定事項	<p>浜松市・上越市・出雲市</p> <p>1. 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。</p> <p>(1)当該地域自治体の事務所が所掌する事務に関する事項</p> <p>(2)前号に掲げるもののほか、市が行う当該地域自治体の区域に係る事務に関する事項</p> <p>(3)市の事務処理に当たっての当該地域自治体の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項</p>
	(2)条例規定事項	<p>浜松市</p> <p>2. 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、地域自治体の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1)新市建設計画に関する事項</p> <p>(2)合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項</p> <p>(3)基本構想及び総合計画その他これらに準ずるものとして市長が認める計画に関する事項</p> <p>(4)総合事務所に係る予算編成に関する事項</p> <p>(5)大規模な組織改編に関する事項</p> <p>(6)地域自治体の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項</p> <p>(7)前各号に掲げるもののほか規則で定める重要な事項</p> <p>…(条例施行規則で、地域自治体における地域振興のための基金の処分等に関する事項とされている。)</p> <p>3. 教育委員会は、地域自治体に係る学校の統廃合、通学区域その他の教育に関する重要な事項を決定し、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4. 地域協議会は、住民及び地域の諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努めるものとする。</p> <p>川崎市(検討案)</p> <p>次の事項について、審議し意見を述べる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区政方針の策定に関する事項 ・区に関する諸計画に関する事項 ・区の主要事業(まちづくり等)の推進に関する事項 ・区予算(「魅力ある区づくり推進事業費」を含む。)に関する事項 ・市民活動の支援に関する事項 <p>上越市</p> <p>2. 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1)地域自治体の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項</p> <p>(2)地域自治体の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項</p> <p>(3)市が策定する基本構想等のうち、地域自治体の区域に係る重要事項</p> <p>出雲市</p> <p>3. 市長は、次に掲げる市の施策に関する重要事項で、当該地域自治体の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合には、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1)基本構想等(新市建設計画を含む。)に関する事項</p> <p>(2)公の施設の設置及び廃止並びに管理のあり方に関する事項</p>
5. 市及び市長等の責務		<p>浜松市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、地域協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるものとする。 ・市長その他の市の機関は、前条第1項から第3項までの意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。 <p>出雲市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長その他の市の機関は、前2項の意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。 <p>豊田市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、地域会議及び代表者会議の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。
6. 区自治協議会の組織及び運営	(1)会議の招集	<p>浜松市</p> <p>地域協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2. 会長は、構成員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。</p> <p>上越市</p> <p>会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていない場合にあっては、市長が招集する。</p> <p>(1)会長が必要と認める場合</p> <p>(2)それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合</p> <p>出雲市</p> <p>会議は、会長が招集する。</p> <p>2. 会議の議長は、会長が務めるものとする。</p> <p>3. 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。</p> <p>豊田市</p> <p>地域会議及び代表者会議の会議は、それぞれ会長が招集し、及び議長になる。</p> <p>2. 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。</p>

6. 区自治協議会の組織及び運営	(2) 会議の運営方法	<p>浜松市</p> <p>3. 会議は、構成員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4. 会議の議事は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5. 前項の場合においては、議長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。</p> <p>6. 第4項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席構成員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。</p> <p>7. 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。</p> <p>8. 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>上越市</p> <p>2. 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3. 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4. 前3項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。</p> <p>出雲市</p> <p>4. 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>5. 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>6. 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。</p> <p>7. 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。</p> <p>豊田市</p> <p>3. 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>4. 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>5. 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。</p>
	(3) 委員会の設置	<p>浜松市</p> <p>地域協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。</p> <p>2. 前項の委員会の委員は、構成員のうちから地域協議会において選任する。</p> <p>3. 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。</p> <p>豊田市</p> <p>地域会議は、その事務の一部について審議させるため、議決により分科会を置くことができる。</p> <p>前項の分科会の組織及び運営に関し、必要な事項は、地域会議が定める。</p>
7. 連絡調整	(1) 区自治協議会正副会長会議	<p>浜松市(施行規則)</p> <p>条例第14条の規定により地域協議会の連絡調整を行うため、全地域協議会の会長及び副会長で構成する地域協議会正副会長会議を置く。</p> <p>2. 地域協議会正副会長会議の会議の運営は、地域協議会の会議の運営の例による。</p> <p>3. 第1項に掲げるもののほか、地域協議会は、必要に応じ、他の地域協議会との連絡調整のための構成員の会議を置くことができる。</p>
	(2) 調整会議	<p>浜松市 : 地域協議会は、規則で定めるところにより、他の地域協議会との連絡調整を行うものとする。</p> <p>豊田市 : 複数の地域にわたる課題に共通認識をもって解決に当たるため、必要に応じて関係する地域会議が合同で会議をすることができる。</p> <p>出雲市 : 地域協議会間の広域的な連携、連絡調整等を図るため、地域協議会連絡会議を置く。</p> <p>2. 地域協議会連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
8. 庶務		<p>浜松市 : 地域協議会の庶務は、当該地域自治区の総合事務所において行う。</p> <p>出雲市 : 地域協議会の庶務は、支所において処理するものとする。</p> <p>豊田市 : 地域会議及び代表者会議の庶務は、当該地域自治区の事務所において処理する。</p>